

大阪市障がい者施策推進協議会

平成 30 年度 第 2 回 大阪市障がい者差別解消支援地域協議部会 議事録

日時：平成 31 年 3 月 13 日（水）

午前 10 時 00 分から正午

場所：大阪市役所 屋上階 P 1 会議室

開会

（中島障がい者施策部長：開会挨拶）

（委員紹介） 17 名中 14 名参加

（資料確認等）

（部会長に司会を交代）

北野部会長：

次第に従い議事を進めさせていただきます。正午には終了しますので、よろしくお願ひします。

では、まず、今回初めてご出席いただきました東大阪大学こども学部こども学科の潮谷委員から一言いただきたいと思ひます。

潮谷委員：

あいさつ

北野部会長：

潮谷委員、ありがとうございます。ご自由にご意見をいただけたらと思っております。

それでは、議題 1「平成 30 年度第 1 回障がい者差別解消支援地域協議部会の結果について」確認していきたく思ひますので、事務局から説明をお願いします。

八木企画調整担当課長：【資料 1 について説明】

北野部会長：

ありがとうございます。

ただいまの事務局の説明につきまして、各委員からご意見ご質問等がございましたら、お願ひします。（意見なし）

では、引き続き、次の議題 2「相談窓口における対応状況について」、説明をよろしくお願ひいたします。

八木企画調整担当課長：【資料 2 について説明】

北野部会長：

ありがとうございました。資料2「相談窓口の対応状況」の説明がありました。これにつきまして、皆様からのご意見をいただきたいと思います。ご意見、ご質問等ございましたら、よろしく申し上げます。古田委員。

古田委員：

おはようございます。古田です。それでは質問ですが、「傾聴」のところで、「書類が必要なければ区役所でシュレッダー」というのがありますが、意味がわかりません。なぜ、このようなことを言われたのか、もう少し教えていただきたいというのが一点。

次に「改善」の一つ目、球技場のチケット購入で、インターネット以外の購入方法が、すでに整備されているということですが、どのような方法なのか教えてください。

それから、「解決」の二つ目「遊歩空間」の件ですが、そういった報告があちこちであり、バイクや自転車の侵入を防ぐという理由はありますが、車いす使用者は遠回りをしないと入れないといった障がい者にとってバリアとなっています。そういう施設を増やさないと必要のないところの柵などは撤去していくように、大阪府や関係機関と考えていただけないかと思っています。

遊戯施設のことは長い間対応いただき、苦労されていると思うのですが、この間もたくさん問題が出ています。車いすの使用者に「100m歩けるのか」と尋ね、実際に歩かせるというのは、やはり、ひどい対応だと思います。根本的に障がいに対する理解が不足していると思わざるを得ません。個別のアトラクションごとに対応をどうしようか、考えながらやりとりをいただいていると思いますが、障がいに対する理解を深めること。そして、まずは受け入れるという方向で考えてもらう対応が必要です。障がいがあるから危ないだろう、だめだ、となってしまいますが、そうではなくて、障がいがあっても利用できる方向で考えてほしい。根本的な理解も含めて、働きかけをお願いしたいと思います。

最後に口頭で説明のあった「駅の無人化」の問題ですが、結局、11時半から14時の間には、駅員が配置されたのかを教えてくださいたいと思います。

北野部会長：

ありがとうございました。古田委員から5点質問が出ました。

一つ目は、資料1枚目の裏、苦情・不快・不満の最後のところです。知的・精神障がいの方で、「区役所の窓口で説明もなく、申請書類に押印を求められて、必要がなければ書類はシュレッダーする。」と言われた。障がい者だと思って差別しているのではないかという事案の説明。

二つ目は、次のページの「改善」の最初の球技場です。①車いす席が少ない。②車いすトイレを増やしてほしい。③車いす使用者用のチケットをインターネット以外でも購入で

きるようにしてほしい。特に3番目、インターネット以外の購入について、実際にどのように整備されているのか。

それから、「解決」の事案で、肢体障がいの方が遊歩空間への3箇所の出入口について、車いすで通れる箇所が1箇所、他の2箇所は石柱があり通行ができない。これについて、もう少し、根本的な解決の方法がないのかという質問です。

四つ目は、「継続」の事案で遊戯施設の件です。これからも利用される障がいのある方は多いと思われます。障がいに対する理解が少し欠けているのではないかと。まずは受け入れるという考え方について、働きかけることはできないのかということ。

最後、口頭で説明のあった「駅の無人化」の件で、解決したのかどうかとの質問です。事務局からどうぞよろしくお願いします。

八木企画調整担当課長：

1点目の区役所での事案ですが、職員の対応が誤っていたと思われる案件です。

「申請書が必要かどうかよくわからないが、必要かもしれないので、押印しておいてくれないか」と職員から言われたが、精神・知的障がいのある方は、日頃から、むやみに印鑑を押しはけないと聞いているので、「もし要らなかつたらどうするのか」と職員に尋ねたところ、「不要だったらシュレッダーする」との回答であったという相談です。障がいの有無に関係なく、職員の対応の不備と思われる事案です。

2点目、インターネット以外でのチケット購入方法ですが、すでに店頭販売もされており、チケット会社やコンビニエンスストアで買うことができるということです。

3点目につきましては、公共空間に自動二輪車などが入れないようにする対策のせいで、車いすが通れなくなってしまうという案件で、似たような話を聞くことがあります。大阪府とも連携しながら、どういったことができるのか検討していきたいと思います。

4点目の遊戯施設ですが、委員のご指摘の点を踏まえて、これまでも対応してきているところです。理解が全くないというのではないのですが、その対応策が何か不足しているということが何点かあります。そういった点については、その理由を質問しています。新たな問題については、まだお聞きしてないのでわかりませんが、継続して対応していきたいと思っております。

5点目としまして、口頭で申し上げました駅の日中無人化については、周辺状況もあるのですが、次のダイヤ改正（今週）に合わせて人を配置するという回答でございました。

古田委員：

昼間全ての時間ですか。

八木企画調整担当課長：

昼間の無人の時間帯をなくすとのこと。職員数が少ないので、対応をお待ちいただくこと

はあるかもしれないとのことですが、理由を説明いただき対応していただければと思っています。

古田委員：

無人の駅が増えてきて、困っている障がい者も多い。様々な鉄道会社に対し、配慮について、働きかけていただけないでしょうか。

八木企画調整担当課長：

対応に時間がかかること（無人）については、国交省の対応指針では明らかな差別とはされていませんが、個別具体の合理的配慮をどうしていくかということが、相談対応では一番大切ではないかと思っています。

北野部会長：

地域住民の方もがんばっていただいた結果だと思います。

遊戯施設のことですが、差別解消法というのは障がい者に特別な対応をするのではなく、基本的には受け入れる。この意識を共有できるかどうかということ遊戯施設と勉強会をしながらやっていきたいと思っています。ありがとうございました。福島委員。

福島委員：

福島と申します。先ほどの説明の冒頭で、今年度の件数が少なくなっているという話はありませんでしたか。最後のまとめでも、少し話が出ているのですが、車いす使用者や肢体の障がいのある方に関する事案が多いということで、それ自体は法律の周知が進んでいるということだと思うのですが、他方で、障がい種別ごとの件数を見ておきますと、例えばですが、知的障がいとか精神障がいとか、さらには発達障がいの方の相談件数が、相対的に少ないような印象を持ちました。その点について、事務局の方で、こういうことが背景となっているのではないかということがあれば教えていただきたいと思います。

北野部会長：

今日は、小泉委員も山本委員も来ていただいていますので、これについてのご意見を小泉委員から、お聞かせください。

小泉委員：

知的障がい者本人が直接訴えることは難しいし、親の高齢化が進むと、親もきちんとしたことが伝えられない状態にある方もおられます。うちの事務所でも職員が付き添って関係性を作っています。たまたまそれを受け入れられている方はいいのですが、それができずに何もされていない方もおられます。

北野部会長：

親の方も高齢等の問題で、権利を行使するのが難しい状況にあるということですね。

北野部会長：

では、山本委員。

山本委員：

山本です。この知的・精神のところ、区役所の窓口で、説明もなく申請書類に押印を求められるというシーンですが、私もよく体験することで、他の仲間たちからも同様の声を聞きます。なぜかという、2、3年に一度の手帳の更新手続きとか支援区分の更新手続きですとか、とてもたくさん書類がどさっと家に送られてきます。

どうしていくのか、家でひとりではできませんので、窓口へ行って、「流れとしてこれはこうなっていくのですよ」みたいなことを教えてもらいながらやっていければと思っても、どんどん、どんどんと紙を置いて、「とにかくサインしてください」と言われる。流れをこちらに説明しようとはしていないのです。そこが、求めるところと違うので、「この用紙と用紙の流れ方を教えてもらいたいのです」と言ったら、「アルバイトだからよくわからない」というようなことで、逆に怒られまして、何か非常に気分の悪い思いをして、お任せして言うままになるしかないのかなという気分になって。私の友だちはしっかり者だったので、そんな態度ではダメだろうと窓口で言ったそうです。

そうしたところ、言い合いになって別室へどうぞと連れて行かれて、すごく緊張してしまい、状態が悪化したので、あんなところに行きたくないと言っていました。

私は、2回行って疲れたので、もういいわという気になり、ケアマネさんに全部お願いして、役所の窓口の手続きについては、アルバイトの方と喧嘩してもしようがない、疲労するだけだと私たちの仲間では話をしています。

手帳の更新のときや支援区分の更新は紙の枚数が多いですから、そのところを、きちんと流れを説明できる方を窓口配置していただきたいと思います。

北野部会長：

山本委員、知的や発達や精神の障がいのある方からの相談は少ないですが、実際には不満を持っている方が多くいらっちゃって、相談という形で明確に訴えられていないだけだということですね。

山本委員：

怒ってしまったり、もういいとあきらめたりして、言葉にして役所に連絡するなど、きちんとした対応につながっていく人は、やはり少ないかと思います。あきらめて、「もう行か

ない」となることが多いかなと思います。

北野部会長：

これをどのようにすくいあげて、改善していくかというのは、大きなテーマですね。

古田委員

書類は簡素化できないのですか。説明できる範囲に極力とどめるようにすべきだと思います。

藤野委員：

此花区の障がい者基幹相談支援センターで仕事をしております、藤野と申します。

今のケースは、おそらくセルフでされていると思うのですが、私ども相談支援センターでは、障がい福祉サービスにおいて介護保険のケアマネと同じような役割を担っている相談支援専門員をセンターに配置しております。例えば、そういうケースを受けた場合は、私どもの相談員がその相談者、利用者の方と一緒に窓口に行き、お手伝いして手続きをしたり、また、代わりに手続きもします。相談支援事業所はたくさんありますが、私どもはあくまでも基幹センターなので、相談がありましたら、まず私どもにおいて前段階として話を聞きます。そして、自立支援協議会の相談支援事業所の部会で、そういうケースについて、計画相談を担当する事業者の方に手をあげていただくという選定の会議をしております。

ですから、相談支援事業所も使っていただけたらと思います。大阪市内で相談支援を使っておられる方が約 50%で、私どももできるだけ皆さんのお手伝いができるように、50%をもう少しあげていくような取組をしているところです。

ただ、パーセントがあがることだけが良いというわけではないので、やはり質を確保し、質を向上した中でやっていかなくてはと考えております。もしまた、そういうケースがあるようでしたら、区内に1ヶ所基幹相談支援センターがございますので、相談していただき、おひとりで困ることなく相談員と一緒にいけるという形をご利用いただくのもひとつかと思っております。

北野部会長：

山本さんの場合は、最終的に困ったら、ケアマネに依頼されています。

障がい者相談支援専門員か、ケアマネのどちらかにつながるという形ですね。

藤野委員：

65歳を超えると介護保険はケアマネですが、障がい福祉サービスは、相談支援専門員になります。年齢により異なります。両方使っておられる方もいらっしゃるのですが、その場合は、相談支援専門員とケアマネが連携をとりながら、両方のサービスを利用することになります。

す。

北野部会長：

相談支援は、様々な書類のことなどについて、徹底できていますか。

藤野委員：

私どもの基幹センターで、区内の相談支援事業者が集まる部会の中では、事例検討を一緒にしようとして取りあげて、こんな時にはどうするのか、書類をどのように記入したらよいかなど、例えば、計画を立てるときに、事例をあげて皆で計画をどう書いたらいいかなど、相談支援事業所部会で共有しておりますので、皆、理解ができていますかと思っています。

北野部会長：

はい、小泉委員。

小泉委員：

相談支援員の方で、とても丁寧に訪問してくださる方もいるのですが、電話をして「変わりありませんね?」「はい。」と言うだけで対応される方もおられます。そのような場合には、きちんと大阪市に言わなきゃダメだとお伝えするのですが、やはりお世話になっているということでおっしゃらないケースが多いです。徹底して質の向上を求めていく必要があると思っています。うちの事業所に来ていただく方でもすごく丁寧な方とそうでない方がおられます。支援員によって差がありすぎると感じています。

北野部会長：

はい。古田委員

古田委員：

今、相談支援事業所の撤退が結構あって、支援員が1人の事業所も非常に多く、さらに困難ケースが増えてきていることが自立支援協議会でも課題になっております。

区役所から、何か相談があったからとりあえず基幹とか相談支援へとふられることがありますが、やはり区役所で対応すべき業務は対応してもらわないと困りますし、この書類のことも市役所・区役所で簡素化できるのであれば簡素化していただきたい。書類記載の支援についても相談支援に任せればいいということではなく、区役所で対応すべきことは、切り分けて考えていただきたいと思っています。

北野部会長：

本当に活動ができる仕組みをどうするか。きっちりと行政が取り組むところは行政が、ア

ルバイトなどもどのようにトレーニングするか、様々な問題が出ますが、それを超えて取り組めたらと思います。

福島委員：

相談対応について、相談が来てそれに対応するという面ではおそらく、これまでに比べるとレベルがあがってこられているだろうと推測をしますが、他方で、先ほどからお話がありますように、なかなか声をあげにくい方の話をいかにキャッチするかという問題があるという気がします。法律も施行から一定期間が経って、関心が薄まっているという難しいところがあるかもしれませんが、なかなか声をあげにくい人たちの意見をどうとらえて解決に結びつけていくのかという課題があるのではないかと考えております。

潮谷委員：

福島先生にちょっと補足で述べさせてもらいたいと思います。

やはり件数が全体的に少ないという点、特に知的障がいというところは気になります。実際、事例の中で感じる場所としては、例えば福祉機関において、知的障がいの方が重度であるとか、重度障がいを抱えているということでの対処であったり、利用拒否なども出てきています。そういったところで、実際には、先ほど言っていたように各相談支援の方が、マネジメントの中で対象のところを紹介するというような対応をしているのですが、やはりそれは障がい者差別であるというところをあげていかないと、いつまでたっても現場のスキルの面があがっていかないと。現場で、虐待も同じですが、差別を感じたらすぐに相談する。すぐにあげていくということを徹底していくことが、代弁という意味でもすごく重要ではないかと思えます。

医療的ケア児の親御さんなどは、いろんな形で利用拒否にあったり、支援学校にも毎日通えていない方がたくさんいらっしゃいますし、常時、付き添いを求められている親御さんもいます。そういう方にも、そういう状況で、少しでも差別と感じたら、声をあげていいんだよということを、もう少し徹底していくことで、相談件数というのともあがっていくのではないかという気がしています。

北野部会長：

潮谷委員ありがとうございました。

おっしゃる通り、対象分野別の表を見ますと、商品・サービスは9件ありますが、福祉サービスでの件数はあがってきておりません。福祉サービスというのは、障がい者のためのサービスなので差別ではないととらえているとすれば、潮谷委員がおっしゃったように、利用を希望しているのに拒否されているという場面について、正当な根拠があるのかどうか明確にしていけないといけない。大きなテーマだと思います。

時間を取って大事な議論をしていただきました。あとで、戻っても結構ですので、いった

んこの議論はここまでということにさせていただきます、議題の3「金融機関における代筆・代読が必要な方に配慮した対応」につきまして、説明をどうぞよろしくお願いします。

近藤企画調整担当課長代理：【資料3について説明】

北野部会長：

ありがとうございました。福祉局からの説明につきまして、皆様のご意見がございましたら、よろしくお願いいいたします。古田委員。

古田委員：

銀行などの手続きで代筆がダメということ結構言われます。今、このように進んできているということで、大丈夫なのかどうか。現場では、まだ、代筆はダメと聞いたりします。視覚障がいの人や、知的障がいの人が、自分の名前を書けないなど、いろいろなケースが障がい種別ごとにあります。脳性麻痺や身体障がい者もそうですが、そのことをわかりやすく1枚もののチラシにして啓発するというのはいかがでしょうか。

これは、携帯電話の契約のときにもよくあるのですが、書けないなどの理由がある人については、こんなふうに配慮してくださいといった啓発チラシを考えていただくのはどうでしょうか。

北野部会長：

こんな方は代筆が必要ですよという、窓口の職員を対象にしたような啓発チラシですか。

古田委員：

窓口の職員にも理解してもらえるような啓発チラシ、あるいは障がい者がそのチラシを持っていけるような形で取り組めないかなと思っています。

北野部会長：

また、検討させていただくということで。

八木企画調整担当課長：

福祉局八木でございます。

金融機関の対応については、金融庁を中心に全銀協も取り組んでいただいているということですので、行員に対する周知が不足していることはご認識もいただいているところで。そこは、金融庁や全銀協で取り組んでいただくとしながら、あとはどういった場面で啓発が必要となるのか。例えば、ヘルプマークをお配りしていますので、それを活用して代筆してくださいというふうにするのか、今は思いつきませんが、ご意見として受けとめさせて

いただきます。

古田委員：

そうですね。どんな障がいがあれば、どういうふうな困難があるのかというところまで、わからないかなと思いますので、機会があれば取り組んでいただきたいと思います。

北野部会長：

ありがとうございました。ほかの委員の方よろしいでしょうか。

では、次のテーマに移ります。引き続き、議題4「大阪市各部署で行った環境整備の事例について」、説明をよろしくをお願いします。

近藤企画調整担当課長代理：【資料4について説明】

北野部会長：

はい。ありがとうございました。

資料4の大阪市の各部署で行った事例について報告をいただきました。どうぞ、ご意見を願いたいします。はい、古田委員。

古田委員：

書類の簡素化や丁寧な説明などは、各部署で徹底されているのですか。

「わかりやすく本人に説明するのは合理的配慮で、それは義務ですよ」というようなことを考えていただけたらなと思います。

八木企画調整担当課長：

福祉局の八木でございます。

補足させていただきます。障害者差別解消法ができたから、福祉局が言ったから、何かをするということではなくて、各部署が自主的に取り組んでいただくということが、とても大切だと思っています。この事例は、福祉局から「何か取り組んでいたら教えてください」という形で収集しているもので、ここに記載のものが全ての取組ではありません。

今の話に関連する事例ですが、ある区役所で「やさしい日本語」、外国の方も含めて、誰にでもわかりやすくするように、難しい言葉を使わずに、一定の言葉に置き換えて説明をしようという取組に力を入れている部署もあります。

書類については、もちろん簡素化などは当然検討いただいているところですが、法律に基づいて進めていくところについては、なかなか難しい面もあると思いますが、わかりやすく伝えるということは、災害の場面においても必要だということで、様々なところでそういった試みがされていると聞いております。

北野部会長：

はい、内村課長。

内村障がい福祉課長：

障がい福祉課長の内村でございます。

補足ですが、区役所における各種申請書類の簡素化の話ですが、区役所の方も当然、思っているところです。ご承知かと思いますが、福祉分野になりますと、高齢者施策、障がい者施策、児童施策をまとめると、約 200 種類以上の書類があります。そうすると、区役所の職員も覚えきれないという部分がありますので、各部局と合わせて書類の簡素化ができないかという取組は、以前から進めているのですが、法的に必要な書類がありますので、大阪市として単純に削ることができないといったような形になっております。今後もできることを進めていきたいと思っております。

また、丁寧に説明していく、これは障害者差別解消法からすれば当たり前の話であります。ご存知かとは思いますが、区役所では今、格付けということで星が 1 個、2 個と、丁寧さの程度などの格付けを覆面で調査されております。本来、どこの部署の誰であっても説明をきちっとしなければなりません。

また、先ほどの例でございましたように、アルバイトだから説明できないような窓口に出すべきではないのです。そういう意味でも、区役所はそんなことがわかったうえで、取り組むのが当然ですので、また機会があれば、こういった声もお伝えしていきます。

北野部会長：

内村課長、ありがとうございました。では、「平成 30 年度の障害者差別解消法に関する研修・啓発等の実績」をどうぞよろしく願いいたします。

近藤企画調整担当課長代理：【資料 5 について説明】

北野部会長：

ありがとうございました。ただいまの事務局の説明につきまして、皆さんご意見等ございましたら、どうぞよろしく願いいたします。はい、藤野委員。

藤野委員：

はい。此花区障がい者基幹相談支援センター、藤野です。

差別解消法が平成 28 年 4 月に施行されて、なかなかこの法律が皆さん方に知れ渡っていないという大きな問題があると思うのですが、私どもでは区の基幹センターとして、平成 28 年度には地域でボランティア活動をしていらっしゃる方々を対象に各地域に出向いて障が

いの理解だけではなく、差別解消法という法律ができて、こういうことを地域の中で、耳にしたら相談窓口相談するように伝えてほしいという形で、地域の活動をしてらっしゃる方にお話したりもしていますが、相談の件数はあまりありません。本当にそういう事例がなかったらいいのですが、この法律を知らなくて窓口があるのを知らない人がいるのであれば、1人でも多くの方に知っていただきたいと思い、今年度もまた、地域の方、民生委員の方に出向いて、周知しています。次年度も各地域を回って、いろいろ知っていただき、そういう方々に発信していただくという方法を考えています。研修の報告の中でも、関係機関等の方々の研修があったりとか、啓発の講演等々もあるのですが、もう少し地域の隅々まで、行き渡るような啓発方法をご検討いただけたらと思うところです。

北野部会長：

ありがとうございました。

ちょうど今、あいサポート運動が始まって、各地域で進めておりますけど、あいサポートの仕組みと差別の仕組みを組み合わせ、うまく地域のニーズの展開ができたかなというふうに思いました。

藤野委員：

地域での説明のときに、基幹センターの平成29年度の相談件数でいうと八百数十件のうち57%が精神障がいの方からの相談で、年々増えていることを伝えています。精神の障がいは、どういう障がいなのか具体的に説明をして、見た目ではわかりづらいけれど、こういったことがお困りになるというような説明と合わせて、差別解消法も説明するようにしています。

小泉委員：

地域で災害などのときに支援が必要な方などの名簿があると思いますが、6月の地震の時には、知的障がいのある方に対しては、地域から安否確認をしていただけなかったというお話を聞きました。

北野部会長：

確か、民生委員さんには、その地域の認知症の方、要支援の方の名簿があるはずですが、名簿がないと支援できないですから。民生委員の研修では、障がいのテーマもされますが、まだ少ないかもしれません。そこも含めて今後の研修を考えたいと思います。ありがとうございます。大事なことがたくさん出ました。次年度にそれをいかしていただくということでお願いします。

引き続きまして、議題6「市条例制定に関する意見について」、事務局からお願いします。

八木企画調整担当課長：【資料6について説明】

北野部会長：

まず、私から国連の権利条約について、情報を少し説明したあと、福島委員と辻川委員に補足いただき、みなさんで議論したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

最初は、資料6—1、いよいよ国連が動き出したといえますか、2014年1月に我が国でも障害者権利条約を批准し、2016年の6月に、ここまでやりましたという最初の報告書を出しております。この報告書については、内容が乏しいとか、濃い、薄いがあると、いろんな議論があったのですが、国連に対して最初のレポートを提出しています。

それを踏まえて、2019年、今年の9月に、つまり2020年度の勧告に向けて今まで出されたレポートと、今年の5月には日弁連がパラレルレポートを出す。

それから、日本の障がい者団体の連合集合体である日本障がい者フォーラム JDF が5月にパラレルレポートを出す予定です。パラレルレポートを出す理由は、9月に今まで国が出してきた報告書だけでは状況判断ができないので、もう少し詳しく説明するということ。事前質問事項の通知が9月にされるようで、それに向けて各障がい者団体がレポートを出して、もっといろんなところを詳しくしっかりと聞いてほしい、このことをしっかりチェックしてほしいなど、これから活発な動きが起こってくると言われています。そうなる理由は、3月に18人いる障害者権利委員会の日本の担当者（ルポルター）が決まり、このルポルターに向けていろんな圧力をかけるということになるそうですが、いい意味でも悪い意味でも18人のうちの1人は、日本の全盲の石川准さんが委員になっておられるので、彼は日本の審査にはタッチできませんが、逆に情報は入りますので、これからその情報合戦が9月まで行われて、9月には事前の質問事項の通知がきます。

それを踏まえて1年間かけて2020年6月に、いよいよ勧告です。国連が日本政府に対して、総括所見勧告を出してこられる。このあたり、この1年半くらいが、その中でどんな議論が起こっているかということについて、障がい者団体の方々や政策委員会の方々に聞いたのですが、実際には大きなテーマが三つあるそうです。

ひとつは、障害者基本法も非常に問題があるので、障害者基本法の改正をしなければ国連の厳しい審査に耐えられない。例えば、本人が希望する暮らしの場については、「可能な限り」という言葉が入っています。可能な限りという言葉は非常に問題があるのではないかと。可能な限りという言葉を外して、本人の希望する暮らしの場であるとか、サービスを受けられるという表現に変える。これに関してはインクルーシブな教育の場面で本人と家族の希望を踏まえて、可能な限りと入っていますので、これをどうするのかということが大きなテーマになってくると思います。

二つ目は、精神障がい者の人権に関して、重点項目を障害者基本法に取り入れるという要望が障がい者団体から出ています。精神障がいの方の人権に関しては、国連でも日本の病院の入院期間は長期で300日間、他の国は、ほぼ数週間の入院期間となっています。

日本では、300日という日数と、ベッド数が他の国に比べてはるかに多いという点でのチェックがあると言われていました。

それから、障害者虐待防止法も改正があると言われていまして、特に学校と病院に関して、通報義務を拡張したい。これは差別や人権に関して大きなテーマだろうと言われております。

それから、三つ目、差別解消法の見直しでは、事業者への合理的配慮が義務付けられるであろうということです。東京都も条例で義務付けられました。東京都が義務付けたということは、国としても合理的配慮を義務化するであろうとの見方があります。紛争解決の仕組みについて、国において、明確なものを出していくべきである。このあたりが大きな議論になるだろうと言われております。来年9月にかけて非常に様々なことが議論される時期になってきました。

東京都の条例が施行されましたので、大阪府がどのように考えているのかについて、どのような議論をされているか、福島委員からお願いします。

福島委員：

関西大学の福島と申します。

私は、参考として配られている大阪府の資料で、今年度、大阪府の条例の運用状況について検証し、課題を提示せよという役割を与えられましたので、それに関連して会議に参加をし、また発言をしました。

少し補足説明をしておきますと、大阪府の条例というのは基本的には障害差別解消法で規定をされていない部分、具体的に言いますと、例えば、相談員の設置や、さらには紛争解決のための体制整備について、その部分を補完するという趣旨で、大阪府独自に条例を制定しました。

条例は平成28年4月、法に合わせて施行したわけですが、それから3年を経とうとしている本年度に、条例の運用状況について検討するということで、お配りしていただいている資料に沿って1年間検討してきました。

条例の改正の必要性については、来年度改めて大阪府の解消協で検討されるということですので、その解消協での議論に資するように、論点を提示することが、本年度行ったこととなります。

相談体制とか、紛争解決の仕組みとか、さらには、合理的配慮の提供については大阪府の条例では規定していませんので、そのことの是非とか、あるいは法的な義務についても議論したところです。

繰り返しになりますが、例えば合理的配慮の法定義務化をすべきだというような結論を出しているものではありませんので、あくまでも論点、仮に義務化をすればどういう課題があるのか等々について、検討したというものになります。大阪府の話は以上です。

北野部会長：

確かにおっしゃるとおりです。

辻川委員：

辻川です。府の協議会では、今まさに国の方で解消法の見直しの議論が始まってきているので、それを注視するというようなところでは。

府の協議会の座長をされている関川委員が、国の見直しの委員もされているので、その辺も踏まえて、大阪府としても検討していこうというふうになっています。私は、茨木市や明石市などの事業者の合理的配慮の義務化をしているところの条例に少し関わったりしていますが、その中で聞かれるのは、相談を受ける中でやはり合理的配慮が義務になってないと、相談を受ける側としても、非常にやりにくいというところでは。

なので、実際にはこういう建設的対話をしていこうという中において、合理的配慮の義務化が非常に重要なのかなと思います。事業者の合理的配慮が義務化されたら、何があっても配慮しないといけない、合理的配慮することが義務だというふうに誤解があるのですが、そうではなくて、その話をする（建設的対話）が義務だということになるので、その辺りの周知が非常に重要だと思います。

北野部会長：

辻川委員、ありがとうございます。この障害者差別解消法の改正に関する大きな議論の場として、障害者政策委員会があります。この政策委員会の専門委員として関川委員が入っておられますので、大阪府がどうするかということが、大きな影響力があるとも言えるので、ぜひとも、様々な議論をしていただきたいと思います。では、宮川委員。

宮川委員：

大阪府医師会の宮川です。

合理的配慮というのは、条例があってもなくても医療者としては当然考えていかねばならない問題であります。それが、うまくいっているかどうかはありますが、我々の小さな診療所でも、なかなかバリアフリーができていないですが、車いすの方ならスタッフが介助するなどの配慮を行っています。

ただ、我々はいろいろな疾病の方々に対応させていただくので、たとえば小児科でたくさん喘息の子どもさんをあずかる場所などでは、バリアフリーの課題もありますが、ほこりを少しでも減らして、喘息発作を誘発しないような環境をどう考えるのか、それもひとつの配慮ということになります。

また、昨今流行っている麻疹は空気感染ですし、病院内では白血病など免疫抑制剤を使っておられる患者さんもおられ、その方に感染すると命に関わりますので、できれば別のスペースを作っていただいて、そこで診察する。なかなか常時はできないでしょうが、そのよう

な配慮をしていくということはどうしていきべきかを医師会で考えていきたいと思ひます。

北野部会長：

大阪府の医師会として、この差別解消に関する研修会などはしていただけてますでしょうか。

宮川委員：

まだできていないのですが、昨年初めて、医師会が大阪市との契約関係、様々な事業を受託している中で、合理的配慮を含めて勉強させていただいたので、次年度になりますますが研修会等を考えていきたいと思ひます。

北野部会長：

宮川委員、是非よろしくお願ひします。はい、小泉委員。

小泉委員

知的障がいがあり、病院嫌いの方が病院へ行かれると、「診られない」と言われて、それ以上の配慮がなかったという事例があります。そのような場合、「こうしたらできるよ」、例えば「麻酔をかければできる」などと説明をしてあげてほしいです。診られないとシャットアウトするのではなくて、「どこどこへ行ったら診てもらえるよ」や「相談に乗ってもらえるよ」というふうに伝えてあげてほしいです。病気で不安なときに病院を訪れているので、付き添ったお母さんは落ち込んでしまわれます。月に1回、来院することは負担になるかもしれないけど、経験を積まないと、また一からになってしまうので、「お母さん大変だけど毎月来てね」と声かけしてくださるお医者さんもいるので感謝しています。みなさんに障がい者理解を深めていただくというところが原点だと思いますので、よろしくお願ひします。

辻川委員：

ご存知だとは思ひのですが、知的障がいがある人用の絵カードを大阪府育成会が作っております。あと、大阪府が発達障がいのある人向けのパンフレットをホームページに載せておりますので、それをご参照いただけたらと思ひます。

宮川委員：

ありがとうございます。なかなか我々、知的障がいの方々、精神障がいの方々、それぞれもちろん先生方は現場で対一の対応を常にしているわけですが、しかし、そのような形で多くの問題点がおそらくあると思ひますので、持ち帰って、我々、しっかり周知する必要があると思ひます。

しかし、医療的ケアの話になりますが、どうしても疾病との関わりがあつて、今、実は医

療的配慮が必要な方々に関する問題は、日本医師会の方でも委員会を立ち上げていただきました。そういう活動はしていますが、どうしても医療というのが、中心になってしまわざるを得ない部分があります。知的、精神障がいの方などの様々な勉強をしておりますが、これからも、しっかりとやっていきたいと思えます。

北野部会長：

おそらくすべてすぐに受け入れてくれというのではなく、まず聞いていただき、もし自分のところで適切な支援ができなければ、適切なところを紹介していただくという、そういう形をとっていただければ、次の展開にいくと思われるので是非ともよろしくお願ひします。

古田委員：

全国の各都道府県の資料を大阪市がまとめられたのですね。ご苦労様です。わかりやすくいいと思えます。

大阪府では、当初、合理的配慮の義務化の議論はあったのですが、ハレーションも大きいだろうといったことになり、その時は見送ったのですが、合理的配慮を義務化しているところも 13 都道府県になってきています。条例を作っている自治体は 30 数ヶ所、政令指定都市でも六つくらいになってきている。

合理的配慮の義務化というのは、事業所の方にとっては、何でもかんでも対応しろと言われるのではないだろうかという懸念を持たれるのだと思うのですが、そうではなくて、まずは受け入れよう、そのために何をしたらいいのか一緒に考えようというのが合理的配慮です。もちろん過重な負担になるような合理的配慮は難しいということで免除されますので、どうしたらいいのかを一緒に考えることが大事だと思っております。

診療所に車いすで行くと、タイヤを拭いて、そのまま入れることもあるので、どうすれば受け入れられるかを一緒に考えていただけたらいいと思っております。事業所によっては何でそんなことをしないといけないのか、門前払いのような対応もたまにはあるわけで、努力義務だとしなくていいのだろうと開き直られたらどうしようもない。

突っぱねられて、排除される問題が起こったり、あるいは長期間ずるずると、問題が続くというようなことを何とか防いでいきたいと考えていますので、合理的配慮の義務化を法でも、大阪府の条例でも、まずはそれを第一に、大阪市として求めていただきたい。そのうえで、大阪府も国も変わらなければ、いよいよ大阪市でも条例を検討していただくのがいいのではないかと思います。まず、国が全国どこでも合理的配慮がされるような状態が作れるかどうか大事だと思えます。

合理的配慮を義務化した都道府県が 13 ありますが、問題になったということは聞かないですから、推進していけばいいのではと思っております。

都道府県と指定都市の関係では、都道府県にあるから指定都市はないということが多いですが、埼玉県と福岡県は、都道府県と指定都市の両方にあり、大阪府では茨木市には条例

ができましたが、両方あることで何か相乗効果があるなど、そんな情報がありましたら教えていただきたい。

北野部会長：

今後、詳しく調べていただきたいと思います。

東京都は合理的配慮の義務化について、かなり抵抗があつてすごく議論されたみたいですが、東京では 2020 年にオリンピック、パラリンピックがありますので、かなり高いレベルを求められますので、そこで基本的には合意されたということですから、オリパラの基準がどれだけ全国に及ぶのか、全国的なレベルで展開していけたらいいのですが。

福島委員：

関西大学の福島です。

まず、前提として、大阪市は今後、条例制定を検討しようとしているのかどうか、このような資料を用意されている趣旨を確認させていただいてもいいですか。

八木企画調整担当課長：

大阪市では、障がい者支援計画を策定しております。そちらでは、条例の必要性について検討を進めるということにしています。それに沿って、本日は、当部会の委員の皆様のご自由なご意見をいただき、取り組んでまいりたいと思っております。

福島委員：

わかりました。そうすると今後検討する可能性があるぐらいですかね。そういう検討の資料としてこのようなものを用意されたらと理解をしたうえで、条例を制定することに際しての、あるいは法制上の点について、2点ほど言っておきたいと思います。

まず、1点目ですが、条例を制定する目的が何かということだと思います。すなわち、現状にどういう問題があつて、その問題を解決するためには、条例を制定することが必要なかということがまず一つあるように思います。

例えばですが、先ほどから合理的配慮の話が出ておりますので、それについて少しお話をすると、大阪市でこれまで受け付けてきた相談の事例からしますと、合理的配慮の不提供の事案が複数、あるいはその中でもなかなか解決困難な問題があつて、そうした現状を解決するためには、その条例により合理的配慮の提供の法的義務化が必要だとなれば、まさにその法的義務化のために大阪市独自で条例を作らないといけないという話になるのかなと思っております。

もちろん、大阪市の場合ですと、すでに国が障害者差別解消法を制定し、大阪府でも条例を制定していますので、おそらく大阪市としてその条例を検討する際に考えておかなければならない点としては、国の法律や大阪府の条例では対応できない問題があつて、なおかつ、

とりわけ条例を作ろうとされている政令指定都市のご意見からみると、大阪府や国ではなく、大阪市独自の取組を進めていくために、是非とも条例が必要だということであれば、大阪市でも条例をつくるという話になるのかと思います。大阪市独自の取組とは具体的に何かというのが、さしあたって検討されなければならない点なのかなというふうに考えているところです。これが条例を制定する目的との関係になります。

2点目ですけれども、これは目的と手段の関係でして、仮にその条例を制定する必要がある、制定する目的があるというときに、果たして条例を制定することでしか問題の解決が図られないのかという論点があります。これも一つの例ですけれども、大阪市民への周知が図られないからという理由で、条例を作って周知を図るという方法が一つ考えられるところです。

しかしながら、これも少し考えればわかる話なのですが、条例を制定したからといって、おそらく、大阪市民への周知が図られるわけではないように思います。としますと、市民への周知のためには条例の制定よりはむしろ、具体的な周知の取組の方が重要であるという気もします。

先ほど、相談件数の話もありましたけれども、ある意味では現状を打破するという観点から、条例を制定するということも考えられるところですので、様々な観点から条例の制定について考える必要があるかと思います。ただ、単に大阪市民への周知を図るためという理由だけで条例をつくるのは、果たしてどうなのかということが、気になるところでしたので、少し補足しておきたいと思います。

ということで、2点ほど私の方から意見を述べさせていただきました。

北野部会長

はい、福島委員、整理していただきありがとうございます。

条例の必要性をきっちり考えながら大阪市として取り組んでいただきたいと思います。

いくつか報告事項がありますので、まず、資料7-1、7-2の説明をしていただきたいと思います。

松藤障がい支援課長代理：【資料7-1について説明】

山本障がい福祉課長代理：【資料7-2について説明】

北野部会長：

はい、ありがとうございます。

今日は、全委員にご意見をいただく時間がなくて、私の不手際で失礼いたしました。

せっかくですので、ロイヤルホテルの植田さんから何か一言ご意見ございましたらお願いいたします。

植田委員：

はい。ロイヤルホテルの植田でございます。

前にも申し上げたかと思いますが、ホテルというのは基本的にウェルカムの姿勢です。全ての方に対しウェルカムですから、できるだけ皆さんに喜んでいただくという気持ちを持って対応していますので、差別的なことは、ホテルの中ではないのかという感じはしてお

ります。お客様の困りのことなどは、できる限り直にお話を聞いて、障がい者の方に対しても、お話しすることによって解決できることが多数あると思いますので、そういうコミュニケーションはきちっととっていきたいと思っております。

もう一つ言えることは、私は、大阪で人事を担当しているのですが、リーガロイヤルホテル東京というところがあり、現在、その3部屋をバリアフリールームに改装しています。もともと2部屋でしたが、130室のうち5部屋をバリアフリーの部屋にするということです。

これはまさしく先ほど言いました、オリンピックパラリンピックに向けて、ホテル協会の先頭に立って、バリアフリーの部屋をたくさん作りましょうということで、金額面でも少し東京都から補助金が出るようになっていまして、そういう意味も兼ねてやらせていただいています。バリアフリールームを作るというのは、車いすの方を中心に考えていくのですが、少し失敗したことがあります。

それは、新しいカーペットを敷く際に、意気込んでふかふかの物にして、失敗したかなということです。実際、自分が車いすに乗って動かすと、少し重いなという感じです。失敗ではないかもしれませんが、違った方がよかったかなと、反省しているところでございます。

もう一つは、皆さんご存知だと思うのですが、バリアフリーにするのは非常にお金がかかるということです。段差をなくすとか、バスルームの高さであるとか、ベッドの高さであるとか、それなりの規定がございますので、それにひとつひとつ合わせていくというのは、そこそこの金額がかかってしまいます。今は、非常に器具等が発達したというか、昔に比べるといいものがいっぱいできていますので、その都度、そこに設置して対応できるというバリアフリーというのもできていくのかという感想を持っております。

北野部会長：

植田委員、ありがとうございました。

では、最後に副部会長、まとめと弁護士会のプログラムのご紹介をいただきます。

辻川副部会長：

はい。ありがとうございます。

今日も非常に有意義な時間であったと思います。

最後に、この「バリアをなくして」という大阪弁護士会の高齢者・障がい者の総合支援セ

センターの20周年の記念行事を紹介します。障がいのある方もたくさん参加していただきます。楽しく大阪らしくやりたいと思っておりますので、是非ご参加いただければと思います。理解する第一歩として、触れ合うというか、知り合うということは非常に重要なので、ご参加いただけたらと思います。

そのときに、大阪市が作った「電動車いすのことを知ってください」もお配りします。非常に評判がいいものですので配りたいと思っております。是非、お越しいただけたらと思います。ありがとうございました。

北野部会長：

副部会長ありがとうございました。

本当はもう少しご発言いただきたかったのですが、申し訳ございません。

では、マイクをお返しいたします。

八木企画調整担当課長：

たくさんの貴重なご意見いただきありがとうございます。

今年度は2回、今日で終わりですが、また、引き続き、来年度もよろしく願いいたします。ありがとうございました。

藪中障がい福祉課担当係長：

それでは、これもちまして、平成30年度第2回障がい者差別解消支援地域協議部会を閉会させていただきます。

皆さん本日、誠にありがとうございました。